

議会運営委員会会議録

令和元年11月28日(木)

(開 会) 10:00

(閉 会) 10:36

案 件

- 1 議会の運営について
- 2 議長の諮問について
- 3 議会の会議規則、委員会に関する条例等について

【 内 容 】

- 1 議案の説明・質疑
- 2 議案の付託委員会について
- 3 会期及び会議予定について
- 4 議案第116号の採決について
- 5 質問及び質疑通告並びに意見書案・請願の提出締切日について
 - (1) 一般質問通告締切日 11月29日(金) 午後5時
 - (2) 議案に対する質疑通告締切日 12月9日(月) 午後5時
 - (3) 意見書案・請願提出締切日 12月9日(月) 午後5時
- 6 陳情の取り扱いについて
 - (1) 陳情第6号 「国による妊産婦医療費助成制度創設」並びに、「福祉医療制度の実施に伴う国保国庫負担金の削減措置廃止」を求める自治体意見書採択についての陳情
- 7 議員派遣について
 - (1) 第14回全国市議会議長会研究フォーラム(10月30日(水)・31日(木) 高知県高知市)
 - (2) 第81回全国都市問題会議(11月7日(木)・8日(金) 鹿児島県霧島市)

○委員長

ただいまから、議会運営委員会を開会いたします。「議会の運営について」、「議長の諮問について」及び「議会の会議規則、委員会に関する条例等について」、以上3件を一括議題といたします。令和元年度第5回定例会の提出議案について、執行部に説明を求めます。

○総務部長

本日説明させていただきます議案のうち「議案第145号 飯塚市議会の議員の議会報酬、費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例」につきましては、昨年12月議会におきまして「飯塚市職員の給与に関する条例」の改正時に合わせた本条例の改正の手続きを失していたため、今議会におきまして提案させていただくものでございます。

議案第145号 飯塚市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例についてをご覧ください。

「飯塚市職員の給与に関する条例」について、「100分の122.5及び100分の137.5」を「100分の130」と改正した際に、同規定を準用しております「飯塚市議会の議員の議会報酬、費用弁償等に関する条例」、「飯塚市特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例」、「飯塚市企業管理者の給与に関する条例」、以上3本の条例の読替え文言に改正漏れが生じたものでございます。これは、議案内容の確認の不備に起因するものであり、今後、このようなことがないように万全を期する所存でございます。誠に申し訳ございませんでした。

○総務課長

まず、予算関係の議案から、ご説明します。「議案第129号 令和元年度飯塚市一般会計補正予算(第4号)」から「議案第142号 令和元年度飯塚市立病院事業会計補正予算(第1号)」につきましては、令和元年度補正予算資料で説明させていただきます。

3ページをお願いいたします。今回の補正につきましては、表の下に記載していますように、前期の実績に基づいた経費の見直しと今後見込まれる所要額を補正するものでございます。

一般会計は、既定の予算総額から1億4310万7千円を減額して、補正後の予算総額を702億6113万9千円にしようとするものでございます。また、11の特別会計のうち今回補正します10の会計で13億3616万6千円を増額しています。企業会計では、4つの会計のうち今回補正する3つの会計で1億7319万5千円を減額しています。合計で10億1986万4千円を増額するものでございます。

4ページ以降に補正予算の概要等について、記載いたしております。内容の説明につきましては省略させていただきます。以上が予算関係の議案でございます。

次に、予算関係以外の議案について、説明いたします。議案概要で、説明いたします。

1ページをお願いいたします。「議案第143号 地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例」につきましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による地方公務員法の改正に伴い、成年被後見人等に係る欠格条項が削除されたことを受け、関係する4本の条例を一括して整備するものでございます。

「議案第144号 飯塚市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、会計年度任用職員制度の導入に伴い、フルタイム会計年度任用職員の補償基礎額について、常勤職員の公務災害補償に係る平均給与額の例によることとする規定を新たに整備するものでございます。

「議案第145号 飯塚市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例」につきましては、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律の改正における飯塚市職員の給与に関する条例の改正に伴う本条例の読替えの文言を整備するものでございます。

「議案第146号 飯塚市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律の施行に伴い、選挙長、投票管理者等の選挙関係の報酬額を増額するものでございます。

「議案第147号 飯塚市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、職員の健康診断に伴う自己負担額について、現金での支払によらず給与から控除することを可能とするため、関係規定を整備するものでございます。

「議案第148号 飯塚市市営住宅条例の一部を改正する条例」につきましては、民法改正に伴う連帯保証人への極度額設定の義務化、並びに連帯保証人の確保が困難な身寄りのない単身高齢者等が増加していることを踏まえ、市営住宅への入居に際しての連帯保証人制度を廃止するため、関係規定を整備するものでございます。

2ページをお願いいたします。「議案第149号 飯塚市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による地方公務員法の改正に伴い、関係規定を整備するものでございます。また、消防団員に対する報酬につきまして、支給方法を変更するものでございます。

「議案第150号 変更契約の締結(庄内温泉筑豊ハイツ再整備(本館解体・新施設建設))」につきましては、杭工事の変更、既存暗渠排水管の補修に伴い、契約金額を1097万140

0円増額し、12億6225万9400円に変更するものでございます。

「議案第151号 土地の取得(目尾炭坑跡敷)」につきましては、目尾炭坑跡敷の8896.88平方メートルを国指定史跡「筑豊炭田遺跡群 目尾炭坑跡」保存整備事業用地として取得するものでございます。

「議案第152号 土地の処分(大分小学校跡地)」につきましては、大分小学校跡地の1万2764.25平方メートルを「WILLハウジング株式会社」に売却するもので、処分価格は9110万円でございます。

3ページをお願いいたします。議案第153号から156号までの4件の「訴えの提起(体育施設敷の所有権確認請求)」につきましては、体育施設敷にある個人名義の土地を体育施設用地として取得する必要がありますが、これらは長期にわたり市が管理してきた土地であること、所有者の所在が判明しないことから、当該所有者に対して福岡地方裁判所飯塚支部に時効取得による所有権確認請求訴訟を提起するものでございます。

議案第157号から160号までの4件の「訴えの提起(体育施設敷の所有権移転登記手続請求)」につきましては、体育施設敷にある個人名義の土地を体育施設用地として取得する必要がありますが、これらは長期にわたり市が管理してきた土地であること、所有者として登記されている者の所在不明、また、死亡により数次相続が発生して相続人が多数となり、共同申請による時効取得を原因とする所有権移転登記手続が困難な状況となっているため、これらの者に対して福岡地方裁判所飯塚支部に時効取得による所有権移転登記手続請求訴訟を提起するものでございます。

「議案第161号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解(交通事故)」につきましては、佐興地内の市道で発生した交通事故について、でございます。この交通事故につきましては、相手方の物的損害額として車両修繕料及び代車費用76万5千円を支払う旨の協議が整いましたので、和解を行うものでございます。

4ページをお願いいたします。「議案第162号 指定管理者の指定(飯塚市体育施設)」につきましては、「飯塚市体育施設」の指定管理者として、「一般社団法人 飯塚市スポーツ協会」を令和2年度から5年間指定するものでございます。

「議案第163号 指定管理者の指定(飯塚市健幸プラザ)」につきましては、「飯塚市健幸プラザ」の指定管理者として、「一般社団法人 飯塚市スポーツ協会」を令和2年度から5年間指定するものでございます。

「議案第164号 市道路線の認定」につきましては、開発帰属等に伴い2路線を認定するものでございます。

「報告第32号 市道上の車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解」の専決処分につきましては、本会議最終日に報告させていただきたいと考えております。

以上、簡単ですが議案の説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。なお、質疑は議会運営委員会の付託事件の範囲内をお願いいたします。質疑はありませんか。

○川上委員

日本共産党の川上直喜です。冒頭に、総務部長が説明をされたんですけども、「議案第145号 飯塚市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例」についてということなんです。2、3点お尋ねをしたいと思うんですけど、これは、昨年12月議会で正しく改正しなければならないものを、時期を失したと言われたんですかね。これは、そうであれば改正をしなかったということになるんですけど、あとの説明を聞いていると、改正はしたけれども、誤った改正をしてしまったというようにも聞こえるんですよ。どちらなんです

か。

○総務部長

再度、説明させていただきます。昨年度の12月議会の際に、飯塚市職員の給与に関する条例につきまして、期末手当の支給率について、以前は6月の支給においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5を乗じてという文言を、これを6月分も12月分も100分の130というふうに率を改定いたしております。この改定は行われたんですが、先ほどご説明いたしましたように、飯塚市議会議員の議員報酬・費用弁償等に関する条例等につきましては、それぞれ、ただいま申しました職員の給与に関する条例の100分の122.5、これはすなわち6月に支給する分の率なんですけども、この部分の率を読みかえるように規定がなされておりましたので、よってそこで読みかえる数字の部分で、職員の給与条例が変わっておりますので、それに応じて改定していなければいけなかったの。失しておりました。忘れておりました。申しわけありません。よって今回このような条例の上程になった次第でございます。

○川上委員

今のお話だと行ふべき改正を行わなかったということなんですね。それで支給はどのように行われたんですか。

○総務部長

この読みかえの状況でございますが、これは先ほど申しましたように、6月分と12月分、6月分の職員に対する支給率、これの122.5を130に変えたわけですが、この122.5を議員の報酬等については、それを100分の140に読みかえるようにしておりますので、支給率云々についての問題はございません。よって、そのままの支給率で支給させていただいております。

○川上委員

条例は、改正する時期を、今回出すわけだけだから1年の間遅らせたということなんだけど、支給は、改正はしないんだが、その内容で支給したということになるわけですか。

○総務部長

すいません。私の説明がちょっと不足していると思うんですが、結局職員に対する支給率が今まで、6月と12月で100分の122.5、それと12月が100分の137.5となっていたのを、6月も12月も100分の130に改正をしております。先ほど言いましたように、議員の議員報酬等の条例につきましては、職員の100分の122.5を100分の140、137.5を12月は100分の155というようにしておりますので、議員等に支給する率についての影響はございませんので、そのまま支給をさせていただいております。

○川上委員

改正する必要がなかったということなんでしょう。条例で示す基準額よりも高い支給をしているので、条例は低いところで、6月と12月と数字を扱おうと、もう上の話だから関係がなかったというふうに聞こえるけど、そういうことなんですか。

○総務部長

結局、この率自体が連動は全くしていないんですね。職員の率と議員さんの率とは違いますので、です。でも、そもそもちょっとこの読みかえに私も問題があったのかなと思うんですが、結局6月に支給する額の職員に対する分が122.5が130になった。12月に今まで支給していたのが137.5も130になった。この改正は、昨年の12月にさせていただいております。読みかえるほうの規定というのが、ただし同項中の100分の122.5とあるのは、議員さんの場合は100分の140、100分の137.5が100分の155、これに改正はあっておりませんので、よって、もともとのその条例は変わりましたが、この支給率

が変わったわけではない。結局、この支給率に対して何らかの計算式を入れて、その支給率を出しているわけではありませんので、そもそも、この表現の仕方を6月分と12月分にすべきと、私は今回は思っておるんですけども、支給に関しては、影響はあっておりません。

○川上委員

条例の時期を逸したというんだけど、法令違反状態がこの1年間続いたというわけではないわけですか。

○総務部長

支給等に影響はあっておりませんが、しかしながら、やはり改正すべき条例がそのままになっていたということにつきましては、本当に反省しております。申しわけありませんでした。

○川上委員

私の質問は、12月に改正すべきものを1年間放置していたために、その間は法令違反状態ではなかったのかと聞いたわけですよ。

○総務課長

先ほど総務部長のほうからご説明いたしましたとおり、議員報酬等の支給率自体には変更はございません。また、読みかえのもとになっている文言を改正しようと、今回しているわけですが、これは改正前の条例の趣旨に照らしまして解釈をし、いわゆる変更解釈が十分に可能であると判断いたしておりますので、法的な問題はないというふうに判断をしているところでございます。

○川上委員

法的な問題があるとかないとか、聞いているのではなくて、法令違反状態がこの1年間続いたのか、どうか聞いているわけですよ。問題があるとかないとかではない。違反状態が続いたかを聞いているわけです。

○総務課長

違反状態が続いたとは考えておりません。

○川上委員

市長、なぜ今度12月議会に改正してくるんですか。法令違反状態でないんだったら改正の必要がありますか。

○総務部長

先ほどから申し上げておりますように、この条例自体が読みかえを適用しておりますので、その変更が行われていなかったのも、今回変更で上程させていただいているものでございます。よろしく申し上げます。

○川上委員

法令違反状態であったかどうか否定されたんだけど、これは別の機会に争いましょう。それでいつ気がついたんですか。

○人事課長

ことしの10月に気がつきました。

○川上委員

どういう事情の中で気がついたんですか。

○人事課長

今回、人事院勧告による給与等の改正が、次回ありますけれども、そのときに改正内容を確認していたときに、この分につきまして改正されていないことがわかったので、今議会に上程しております。

○川上委員

わかりました。そうすると、昨年12月に時期を逸した原因は何ですか。

○人事課長

その時点での確認ができていなかったということでございます。

○川上委員

よくわかりません。ことしの10月に気がつくものを、昨年の12月定例会が迫っている時期にわからなかった原因は何かを聞いたんですよ。

○人事課長

当然、そのときに本来確認すべきことではあったと思いますけれども、関連条項の確認不足が生じていたということで改正ができておりません。

○川上委員

本来昨年の12月に出すべきものを、昨年のどの段階で考えたんですか。その関係のことについて、このことについて、改正を本来は、用意しないといけなかったんですか、昨年の。

○人事課長

昨年度も同時期の10月ぐらいに人事院の勧告がございましたので、10月ぐらいに本来関連条項を確認しとくべきだったというふうに考えております。

○川上委員

気がつかなかったのか、あえてしなかったのか、さっきの話だと支給には関係がないから、気がつかなかったとも言えるし、やめとこうともいうことも考えられるよね。そのところは調査したんですか。

○人事課長

明らかに確認をしていなかったということでございます。

○川上委員

それは内部で調査をしてそういう結果を出したんですか。今、ポンと言っただけですか。

○人事課長

今回、気がついた時点で、なぜ昨年確認できなかったかということ自体は、職員を含めヒアリングをして、そのときにはその関連条例までは確認ができていなかったということでございます。

○川上委員

だれの責任になるんですか。

○人事課長

本来、これを担当する担当職員であり、管理監督すべき私どもだというふうに考えております。

○川上委員

どうしてそういうことが起きるんですかね。どうしてそういうことが起きるということで反省しているんですか。さっきだれか反省したと言ったでしょう。どうしてそういうことが起きるんですか。

○人事課長

本来であれば、関連すべき条例なり条項をしっかり把握しておくべきであったというふうに思いますが、その時点で関連すべき条例すべてにまで、目が通せなかったということだというふうに思います。

○川上委員

新体育館づくりをやっているけど、条例をあとで扱ってきたでしょう。用途区域の変更について。ほかにもあるでしょう。公文書の日程が、関の山の日付が違っていたら、情報開示請求した方のところまで、公文書の日付を変えてくださいとかいう文書を送っているよね。

○委員長

川上委員に申し上げます。ちょっと論点がずれてきているようなので、元に戻していただけますか。

○川上委員

それで市長、これが能力の不足なのか、規律の緩みなのか。それから、大量に職員を削減してきたために職員がそういう意味で無理な状態が、正常な市の行政をこなすことができない状態にまで陥っているのか、考えたのではないかと思うんですよ。市長のこの間の一連のことについての考え、見解があれば今伺っておきたいと思いますが。

○市長

この件も含めまして、もろもろ正確な記載だとか、チェックが十分になされていないようなことが散見されました。もちろん職員となぜそういうことになったのかという話もしましたが、実はその多くが、私がそれを聞きながら分析するにあたっては、今切り取って、張りつけをしてとか、前の文書をコピーして部分修正をするというような事務作業の効率化は進んでいますが、その効率化にあまねることが多くて、きちんと責任を持って中身を自分の責任のものとして再チェックするようなことが欠落しつつあることを痛感しておりますので、それぞれの事務事業、そして文書確認等について、より厳正に責任をもって対処ができるように、今後、注意喚起をしていきたいと思っております。

○川上委員

市長から丁寧なお答えがあったんだけど、こういうこともあるということの一つ述べて最後にしようと思うんだけど、株式会社サカヒラが事業所内にある市の土地、用悪水路あるいは里道の譲渡を受けたいということで、契約をとっていますよ。この契約書を見ると、市の土地の上にある施設については、老朽化しているので、いかようにでもお使いくださいというようなことが特約事項で書いてあるんですよ。調べてみると、そのような市の構造物はないんですよ。それで、担当課に聞きました。この特約事項に書いてある家屋というのはなんのことかと聞いたら、こういう回答ですよ。これは、別の契約書を下敷きにして、書いたもので、この特約事項は全く関係のない別の契約書の裏が引っ付いているだけですよと言ったんです。担当に、この契約書は有効なのと聞いたら、これは市民のことですので有効ですよと言ったんです。ここには、今回は誤りを正す勇気があったでしょう。市長も答弁された。しかし現実、市政の各部署には誤りを認めずに、これでも通用するんですよというようなことがあるのではないかと。だから、職員が、あるいは係長が、課長が、部長が一所懸命頑張っていると思うけど、誤りがあったときは、事実を明らかにし、再発防止、責任の所在を明確にするような、そういう気風を市役所内にうちたてる必要がある。闇から闇にとすると、厳しいけれども、そういう状況が散見される。市長が知らないこともいっぱいあると思います。これは議会がチェックするのが仕事だから、情報提供して終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

次に、議案の付託委員会について事務局に説明させます。

○議会事務局次長

議案の付託委員会について、説明いたします。「令和元年第5回市議会定例会 議案一覧表」をご覧ください。議案第129号は総務委員会に、130号は協働環境委員会に、131号は福祉文教委員会に、132号は協働環境委員会に、133号から137号までの5件は経済建設委員会に、138号は協働環境委員会に、139号は福祉文教委員会に、140号から142号までの3件は経済建設委員会に、143号から147号までの5件は総務委員会に、14

8号は経済建設委員会に、149号及び150号は総務委員会に、151号は福祉文教委員会に、152号は総務委員会に、153号から160号までの8件は協働環境委員会に、161号は総務委員会に、162号及び163号は協働環境委員会に、164号は経済建設委員会に、それぞれ付託していただいております。

最後に、報告事項1件につきましては、最終日に報告、質疑としていただいております。また、これにあわせる形で議案付託一覧表（案）も作成いたしております。

ご審議方、よろしく願いたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案の付託委員会については、事務局説明のとおりとすることにご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、会期及び会議予定について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

会期及び会議予定について、ご説明いたします。「令和元年第5回 飯塚市議会定例会会期日程（案）」をご覧ください。会期につきましては、12月6日から19日までの14日間を考慮しております。

次に、会議予定でございますが、本会議、委員会ともにそれぞれ会期日程（案）に記載のとおりと考えております。

また、12月6日の本会議開会に先立ちまして、「令和元年台風19号による豪雨等」の犠牲者への黙祷を捧げていただいております。

以上、ご審議方よろしく願いたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。会期及び会議予定については、事務局説明のとおりとすることにご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、「議案第116号の採決」について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

経済建設委員会に付託されておりました「議案第116号 財産の処分(山倉)」につきましては、11月22日に開催されました同委員会において、可否同数となり、委員長採決により否決となっております。

よって、12月6日の本会議初日での採決につきましては、委員長報告に対してではなく、原案についての賛否をお諮りいたしますので、議案第116号を原案可決とする場合は、ご起立いただきますようお願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。議案第116号の採決につきましては、ご了承願いますとともに、所属会派での周知をよろしくお願いいたします。

次に、「一般質問、議案質疑の通告締切日及び意見書案・請願の提出締切日」について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

案件に記載いたしておりますとおり、一般質問の通告締め切りにつきましては、明日、11月29日、金曜日の午後5時までとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案に対する質疑通告及び意見書案、請願につきましては、12月9日、月曜日、午後5時まで提出していただきますようお願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。「一般質問、議案質疑の通告締切日及び意見書案・請願の提出締切日」については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、「陳情の取り扱いについて」事務局に説明させます。

○議会事務局次長

提出されております陳情が1件ございます。「陳情第6号 「国による妊産婦医療費助成制度創設」並びに、「福祉医療制度の実施に伴う国保国庫負担金の削減措置廃止」を求める自治体意見書採択についての陳情」、につきましては、そのデータをサイドブックスの本定例会のフォルダに掲載いたしますので、よろしくお願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。「陳情の取り扱いについて」は、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、「議員派遣」について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

去る10月30日及び31日に、高知県高知市で第14回全国市議会議長会研究フォーラムが、また、11月7日及び8日には、鹿児島県霧島市において第81回全国都市問題会議が開催され、それぞれ議員が参加いたしております。

いずれも閉会中に申し込み手続きを行う必要がありましたことから、会議規則第161条第1項の規定に基づき、閉会中の議員派遣として、議長において派遣の決定がなされておりますのでご報告いたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。本件については、ご了承願います。

最後に、次回の委員会は12月12日、木曜日の本会議終了後に開催いたしますので、よろ

しくお願いいたします。

本日の審査はすべて終了いたしましたので、これもちまして議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。